

第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

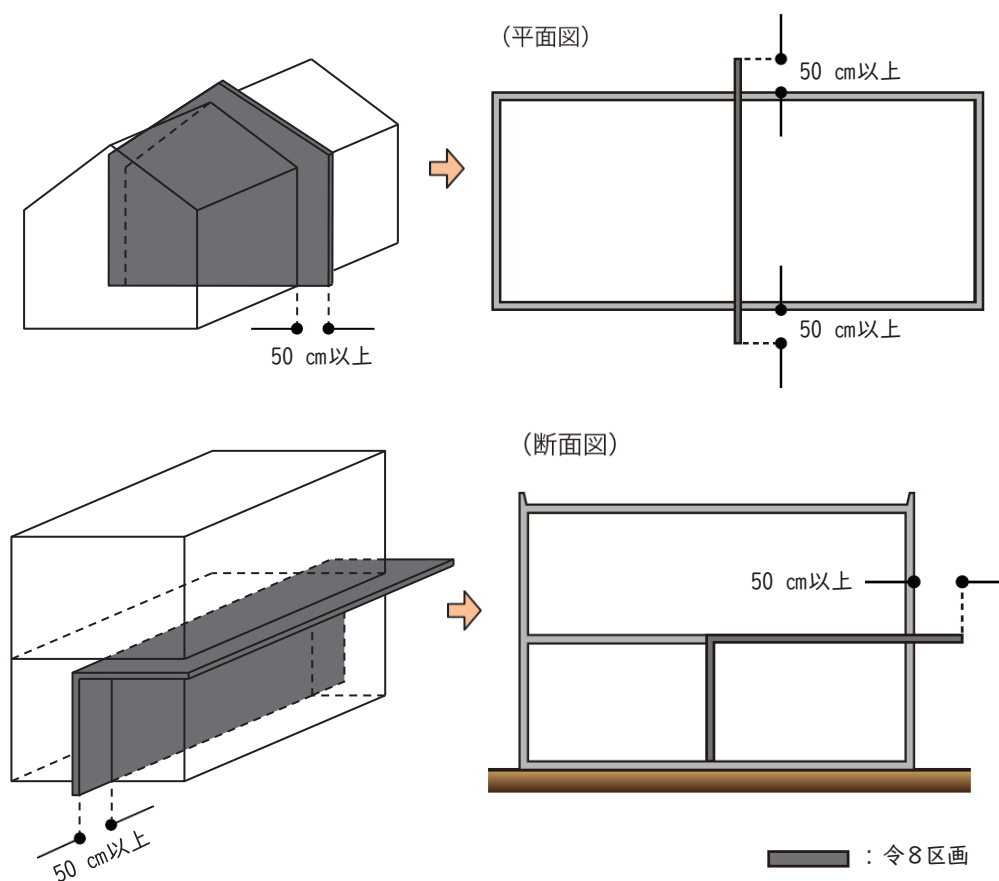
消防用設備等の技術基準に係り別棟とみなすことのできる政令第8条の規定に関する事項は次によること。

Ⅰ 政令第8条第1号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）の取り扱いについては、次によること。

(Ⅰ) 構造

ア 省令第5条の2第1号に規定する「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」とは、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネルであること。

イ 省令第5条の2第3号に規定する「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」とは、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していること。（第2-1図参照）

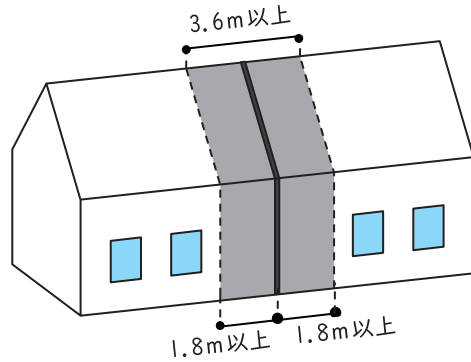


第2-1図

ウ 省令第5条の2第3号ただし書に規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、片側に寄ることなく、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分を耐火構造とすること。

また、当該部分の耐火性能は、建基法において当該部分の外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。（第2-2図参照）

第3章 消防用設備等の設置単位

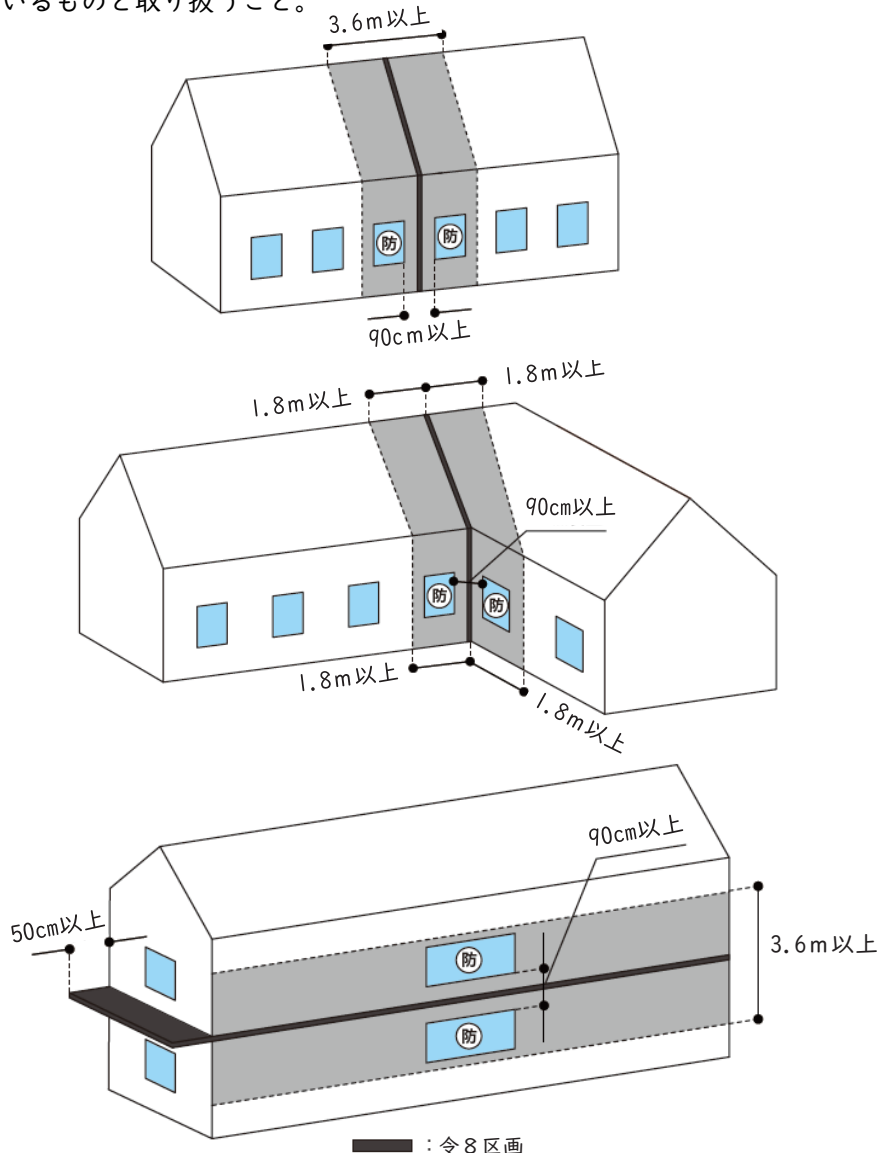


第2-2図

エ 省令第5条の2第3号イに規定する「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

オ 省令第5条の2第3号ロに規定する「耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が90cm以上離れていること」については、第2-3図によること。

また開口部が面積の小さい通気口、換気口等の場合については、防火ダンパーを設け、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が90cm以上離すことで、当該規定に適合しているものと取り扱うこと。



- : 令8区画
- ▨ : 建基法において、要求される耐火性能時間以上
- 防 : 防火設備

第2-3図

第3章 消防用設備等の設置単位

(2) 令8区画を貫通できる配管及び貫通部

ア 省令第5条の2第4号イに規定する「配管の用途」は、第2-1表のとおりとする。

第2-1表

設備種別等	令8区画貫通の可否	
	認められる	認められない
空調設備	鋼管又は鋳鉄管（以下この項において「鋼管等」という。）を用いる冷水配管又は温水配管	換気、暖房又は冷房設備の風道（ダンパー付を含む。）
ダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの		すべて
給排水管（付属する通気管を含む。）	鋼管等	左記以外の配管 例 塩化ビニル管 陶管
配電管又は電気配線		すべて
ガス配管		すべて

イ 令8区画を貫通できる配管等については、（一財）日本消防設備安全センターの性能評定を受けたもの又は次に適合するものを使用すること。

(ア) 配管の種類

令8区画を貫通できる配管については、次に掲げる鋼管等とすること。

- a JIS G3442（水配管用垂鉛めっき鋼管）
- b JIS G3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）
- c JIS G3452（配管用炭素鋼管）
- d JIS G3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
- e JIS G3459（配管用ステンレス鋼鋼管）
- f JIS G5525（排水用鋳鉄管）
- g 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）032（排水用ノントールエポキシ塗装鋼管）
- h 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- i JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- j JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- k JWWA G115（水道用ステンレス鋼鋼管）
- l WSP 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- m WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- n WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- o WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

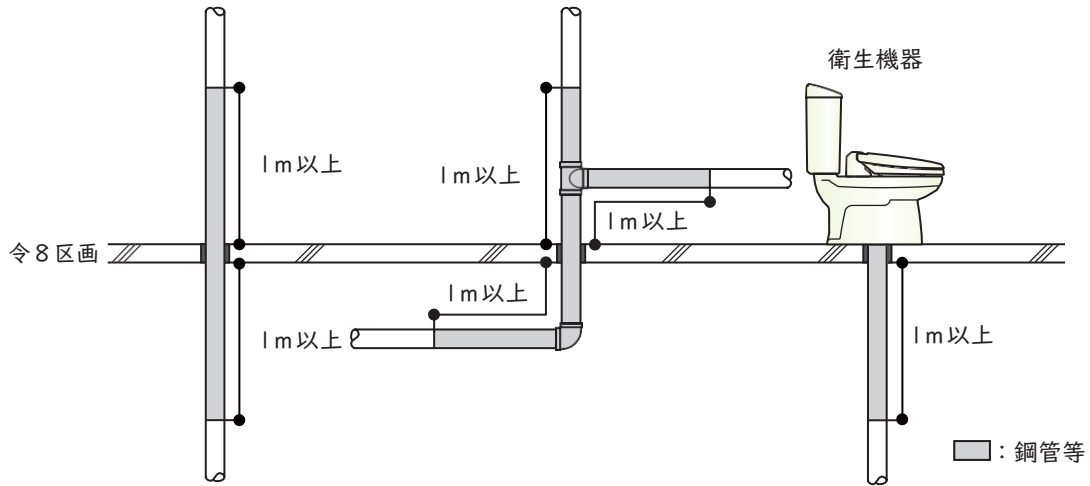
(イ) 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。

ただし、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次のa及びbに適合する場合は、この限りでない。（第2-4図参照）

- a 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- b 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

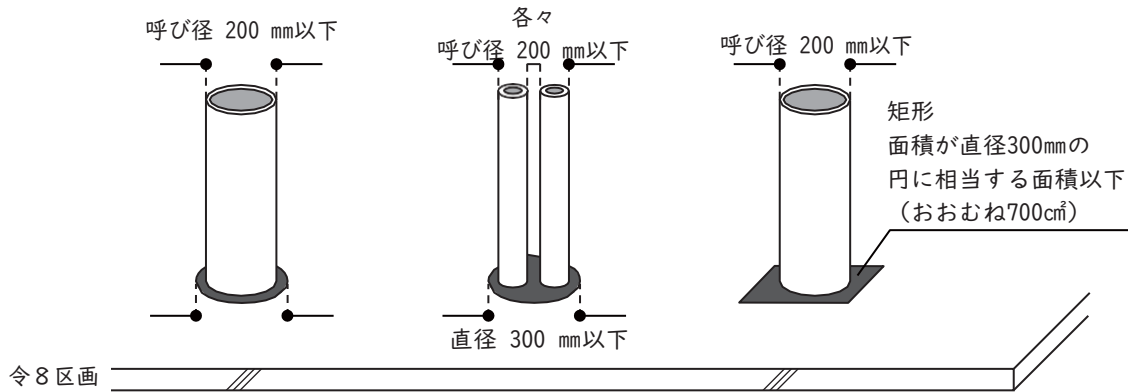
第3章 消防用設備等の設置単位



第2-4図

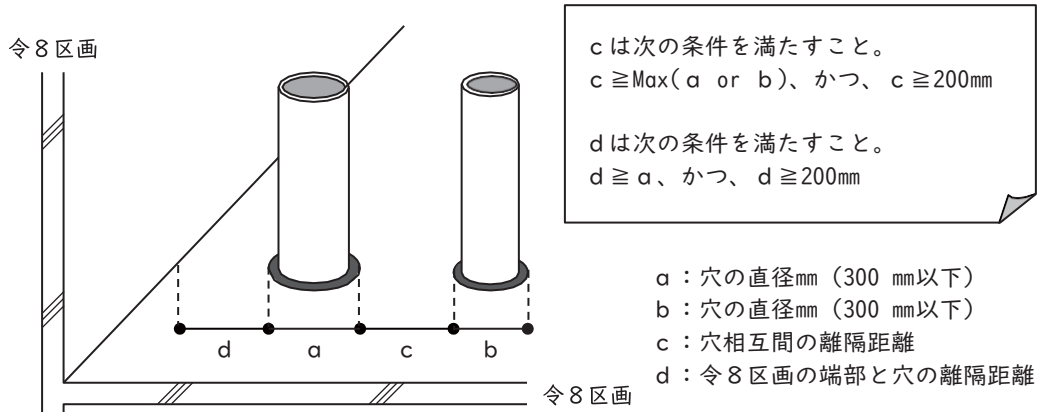
ウ 省令第5条の2第4号ハにおいて、貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

また省令第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができること。（第2-5図参照）



第2-5図

エ 省令第5条の2第4号ニについて、埋め戻しを完全に行うため、壁又は床の端部から貫通部までの距離も、当該貫通部の直径の長さ（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上とすること。（第2-6図参照）



第2-6図

第3章 消防用設備等の設置単位

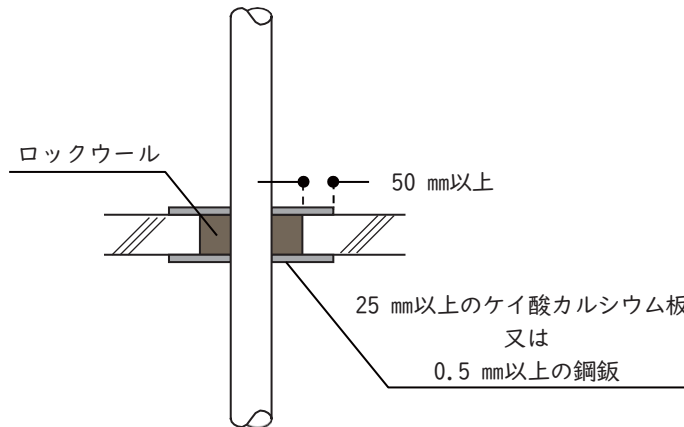
オ 省令第5条の2第4号ホについて、配管と貫通部の隙間を埋め戻す方法は、次による方法とすること。

(ア) セメントモルタルによる方法

- a 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
- c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(イ) ロックウールによる方法（第2-7図参照）

- a JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充填すること。
- b ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。



第2-7図

カ 省令第5条の2第4号トについて、配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(ア)又は(イ)の措置を講ずること。

(ア) 可燃物への接触防止措置（第2-8図参照）

aに掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆の方法

（床を貫通する場合）

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

第3章 消防用設備等の設置単位

(壁を貫通する場合)

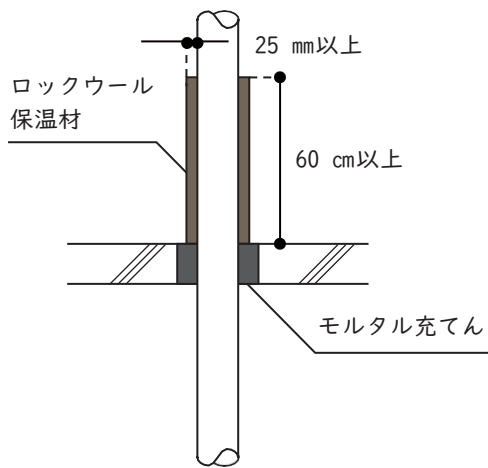
鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 給排水管の着火防止措置

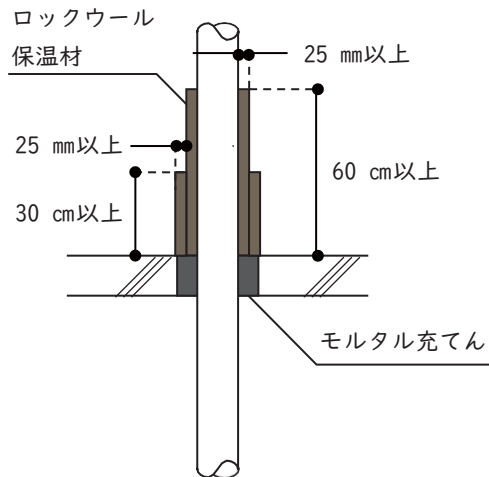
次のa又はbに該当すること。

- a 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

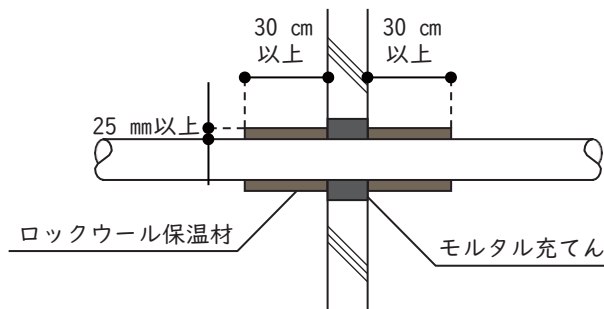
(鋼管等の呼び径100mm以下)



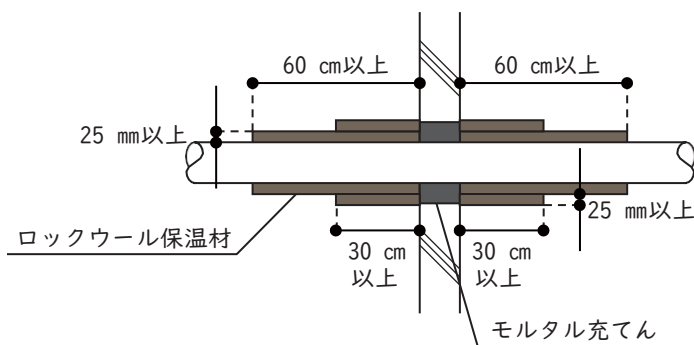
(鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下)



(鋼管等の呼び径100mm以下)



(鋼管等の呼び径100mmを超え200mm以下)



第2-8図

第3章 消防用設備等の設置単位

キ 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(ア)又は(イ)によること。

- (ア) 保温材は、前カ(ア)αに掲げる材料を用いること。
- (イ) 給排水管にあっては、JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、前オ及びカの規定について、特に留意すること。

ク 配管等の接続

配管等を前イ(イ)の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (ア) 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
 - (イ) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。
 - なお、bに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。
- a メカニカル接続
 - (a) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下この項において同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
 - (b) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
 - (c) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。
 - (d) 押し輪又はフランジで押さえること。
 - (e) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。
 - b 差込み式ゴムリング接続
 - (a) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
 - (b) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
 - ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
 - (c) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
 - (d) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
 - (e) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。
 - c 袋ナット接続
 - (a) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
 - (b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
 - (c) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
 - (d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。
 - d ねじ込み式接続
 - (a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
 - (b) 接合剤をネジ部に塗布すること。
 - (c) 継手を挿入管にねじ込むこと。
 - e フランジ接続
 - (a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - (b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - (c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- (ウ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

第3章 消防用設備等の設置単位

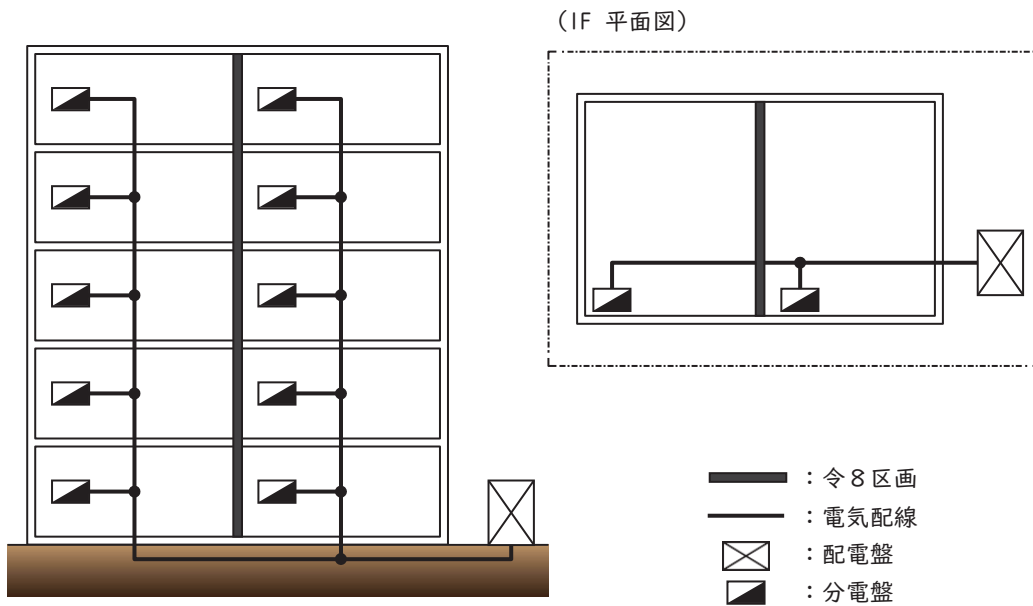
ケ 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(3) 令8区画の貫通が認められない配管等の取り扱い

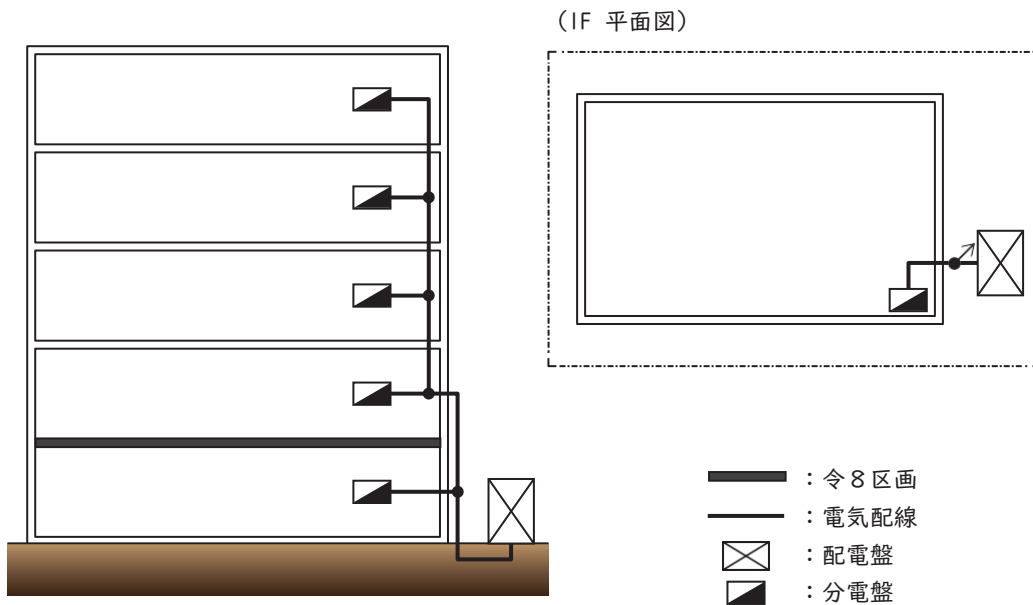
令8区画の貫通が認められない配管等（換気、暖房又は冷房設備の風道、配電管又はガス配管等）は以下の方法により施工すること。

ア 地中埋設の場合（第2-9図参照）



第2-9図

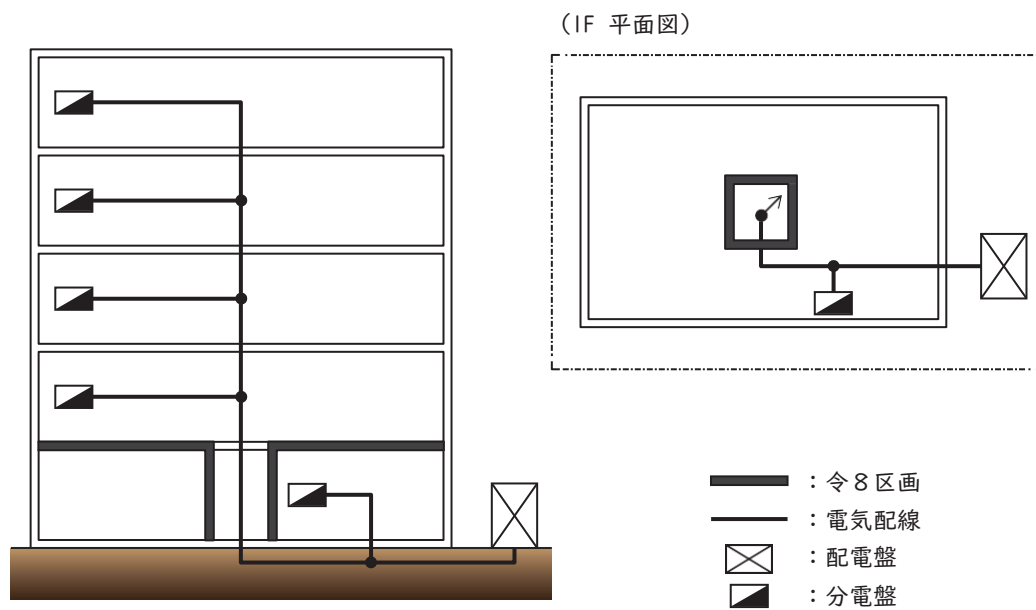
イ 屋外配管の場合（第2-10図参照）



第2-10図

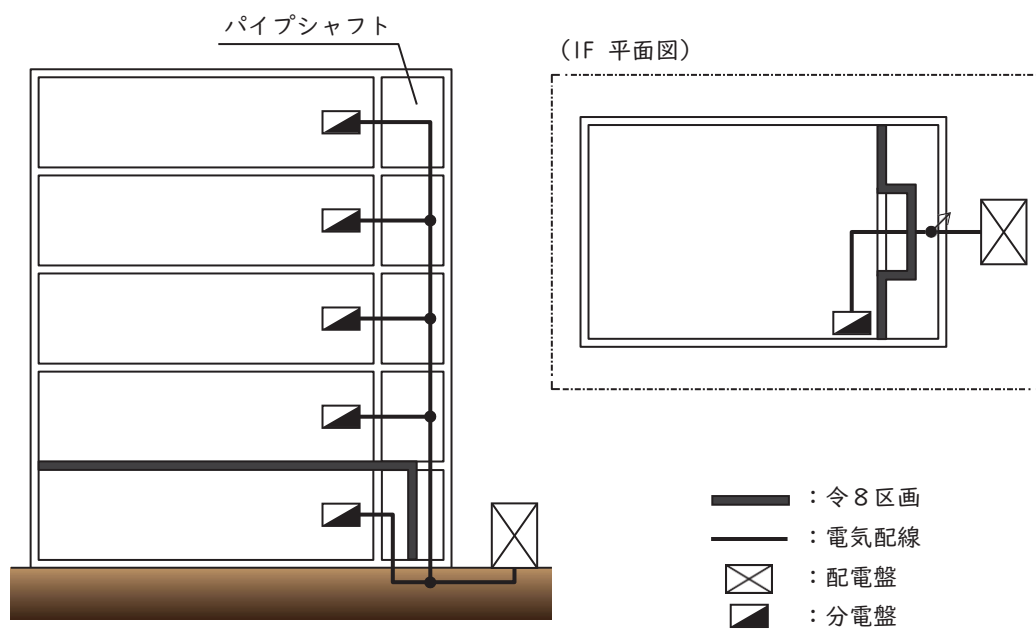
第3章 消防用設備等の設置単位

ウ 専用耐火パイプシャフトを設けた場合（第2-11図参照）



第2-11図

エ 専用パイプシャフトを設けた場合（第2-12図参照）



第2-12図

(4) 令8区画のある建築物における消防用設備等の設置の取り扱い

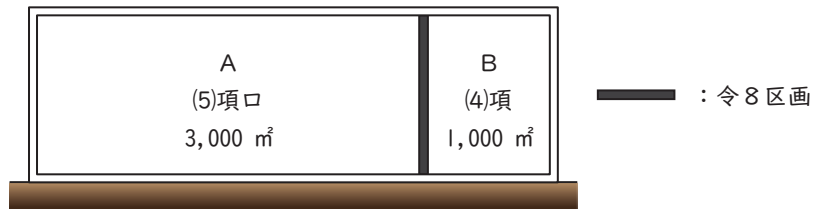
ア 令8区画された部分ごとに、別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。
 (第2-13図参照)

ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、
 下の部分の階数を算入すること。(第2-14図参照)

第3章 消防用設備等の設置単位

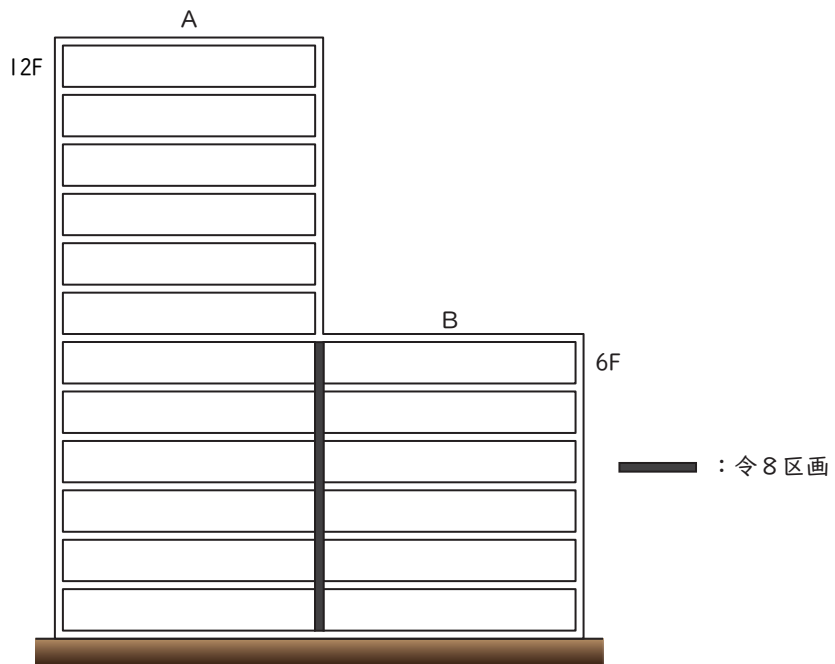
(例1)

(全体としては(16)項イ 4,000 m²)



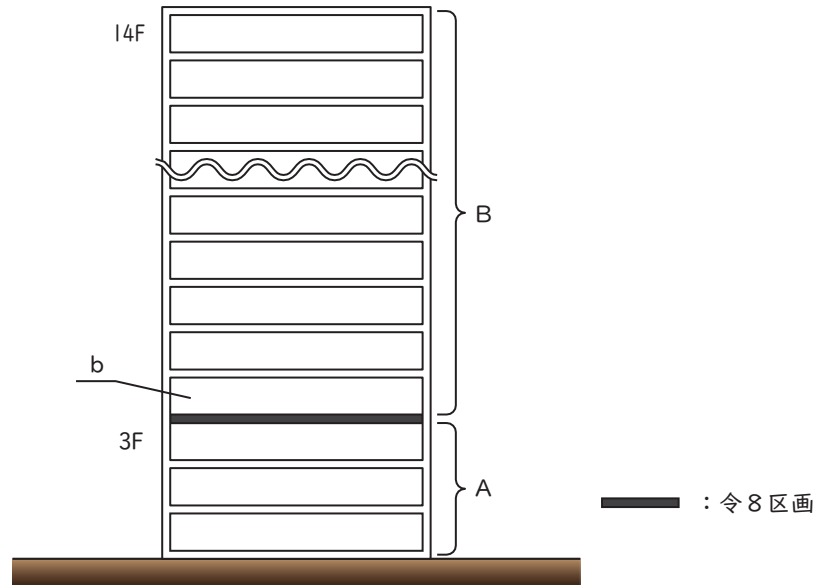
A → 延面積3,000m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B → 延面積1,000m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(例2)



A → 階数12の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B → 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第3章 消防用設備等の設置単位

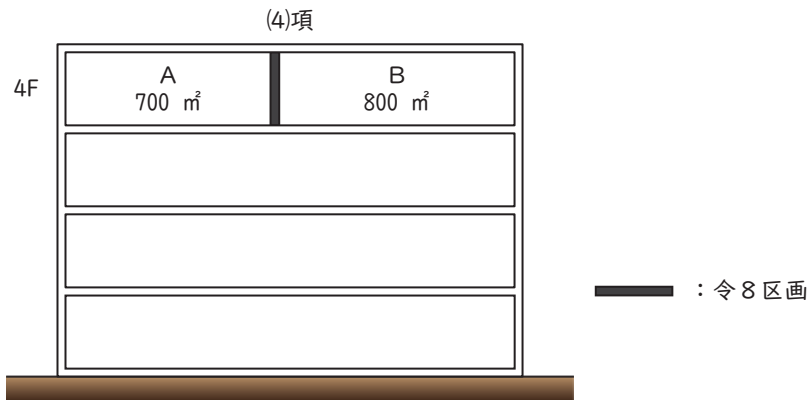


A → 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B → 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第2-14図

イ 令8区画されている階に、階単位の規制（例えば、政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。（第2-15図参照）

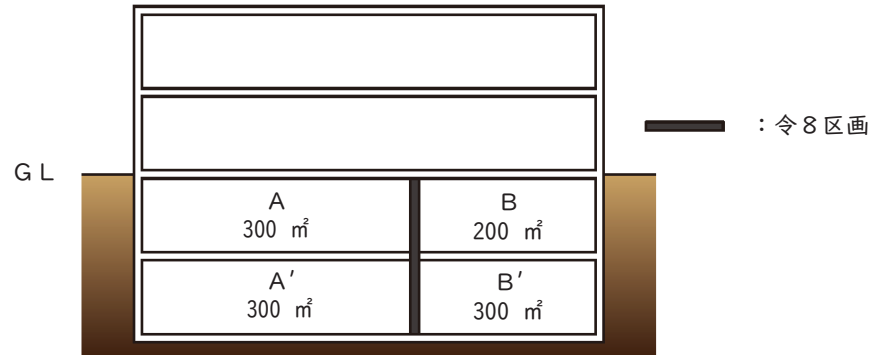
（例1）



4階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、A、Bは4階で各々1,000㎡未満になるように令8区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号口を適用しない。

第3章 消防用設備等の設置単位

(例2)



地階部分の床面積は700m²以上であるが、(A + A') (B + B') は地階において700 m²未満に開口部のない令8区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

第2-15図

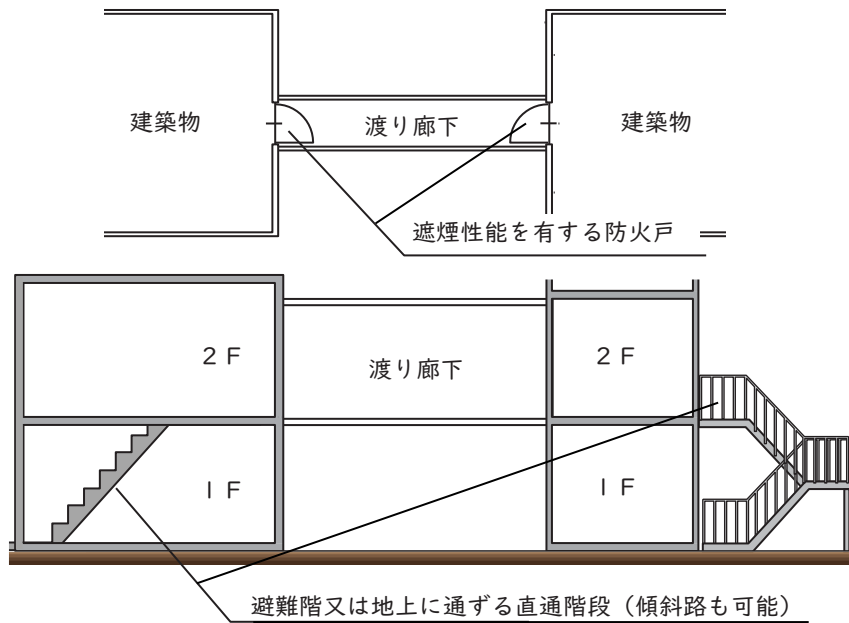
第3章 消防用設備等の設置単位

2 省令第5条の3第2項第1号については、建基法令上の防耐火別棟のうち、通称「渡り廊下タイプ(※1)」又は「コアタイプ(※1)」の場合に適用できるものであり、「壁タイプ(※2)」には適用できないものであること。

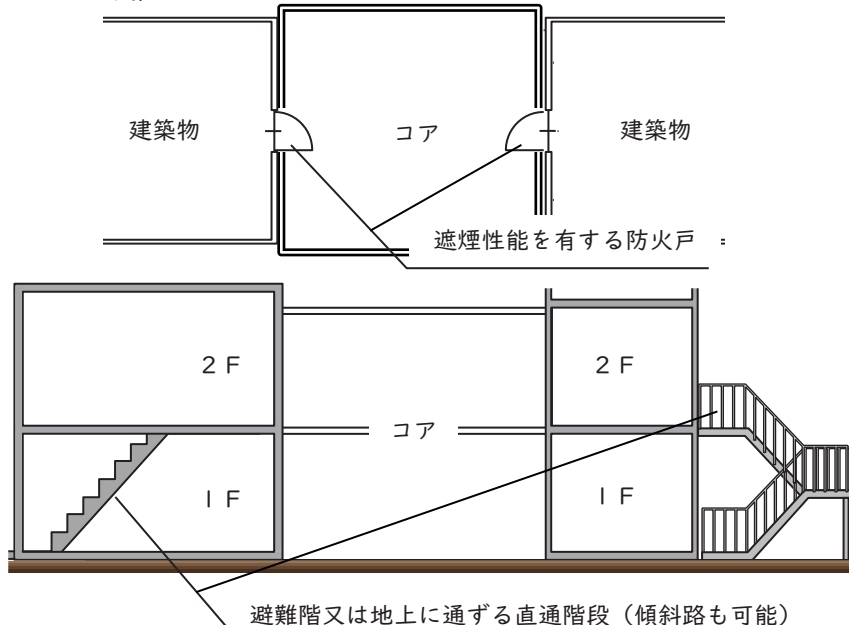
また「渡り廊下タイプ」又は「コアタイプ」に加え、同号イ及びロの要件を満たすこと。
(第2-16図参照)

- (※1) 「渡り廊下タイプ」及び「コアタイプ」とは、壁等の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第227号。以下「壁等告示」という。）第2第3号に規定する「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分」を構成する壁等により区画する場合をいう。
- (※2) 「壁タイプ」とは、壁等告示第2第1号に規定する「耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合」又は第2号に規定する「壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合」をいう。

(渡り廊下タイプの例)



(コアタイプの例)



※ 遮煙性能を有する防火戸に、防火シャッターは含まれるが、耐火クロススクリーン及びドレンチャーは含まれないものとする。

第3章 消防用設備等の設置単位

3 渡り廊下を構成する壁等に関する基準

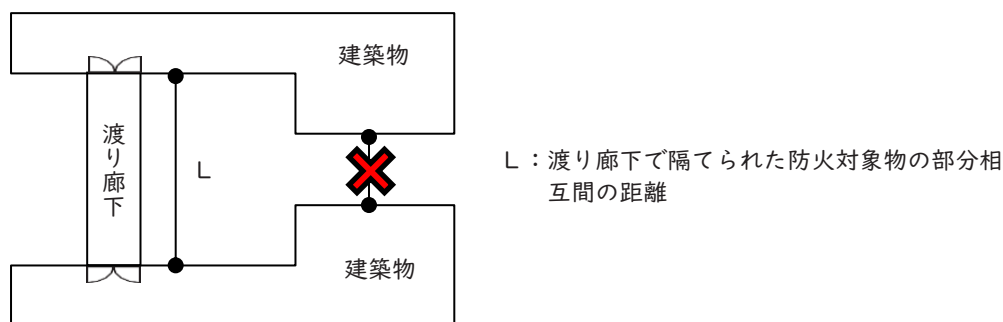
省令第5条の3第2項第2号により制定された防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。）第3に規定する「渡り廊下を構成する壁等に関する基準」の取り扱いについては、次によること。

なお、本項でいう「渡り廊下」とは、前2における渡り廊下とは異なるものであること。

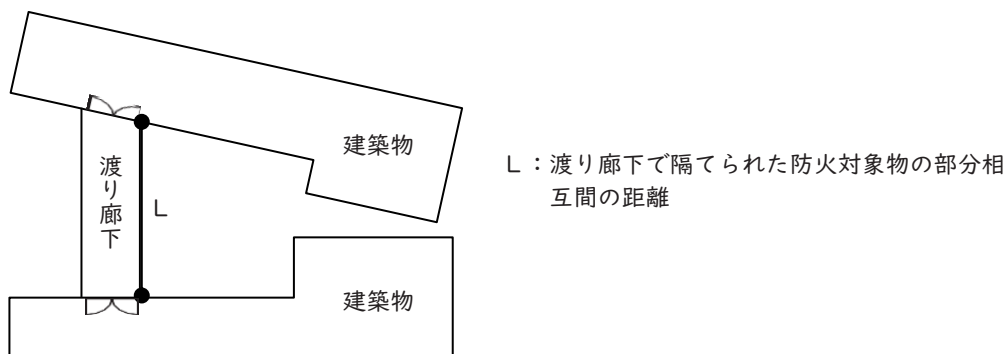
(1) 壁等基準第3第2号に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定すること。（第2-17図参照）

また1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。（第2-18図参照）

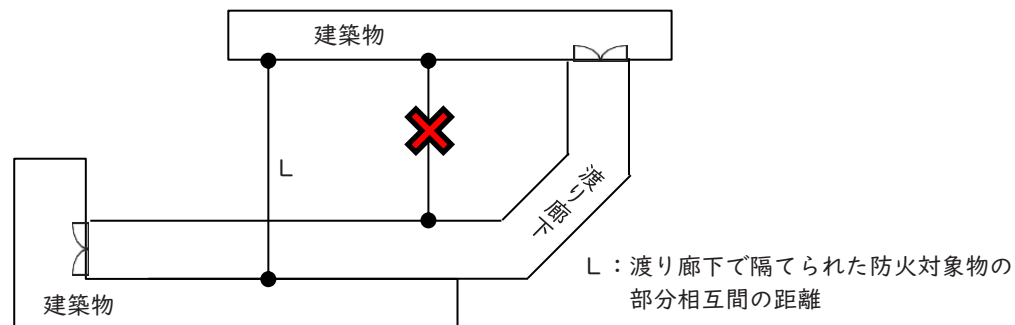
（例1）建築物同士が平行で、渡り廊下に曲がり角がない場合



（例2）建築物同士が平行でないが、渡り廊下に曲がり角がない場合

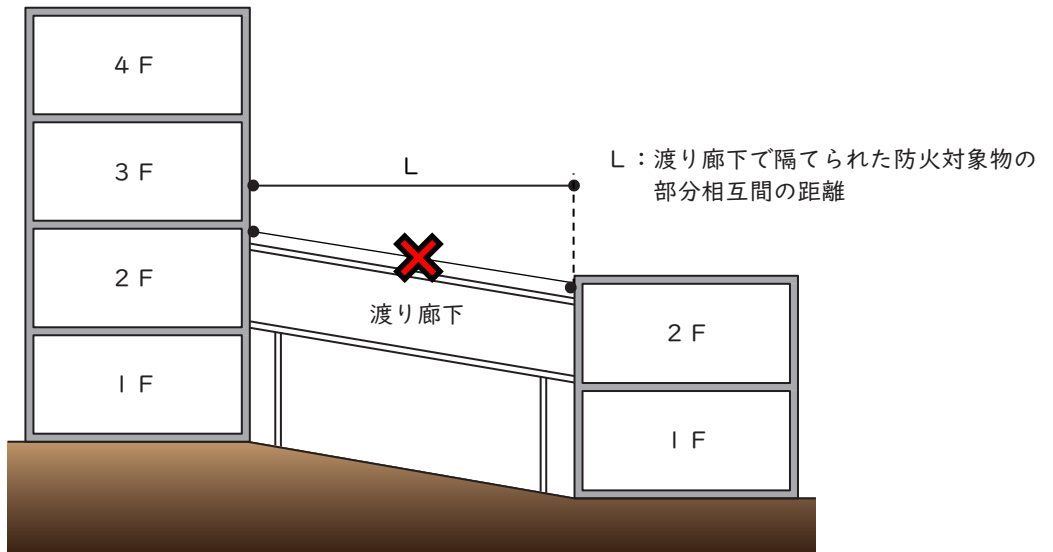


（例3）渡り廊下に曲がり角がある場合

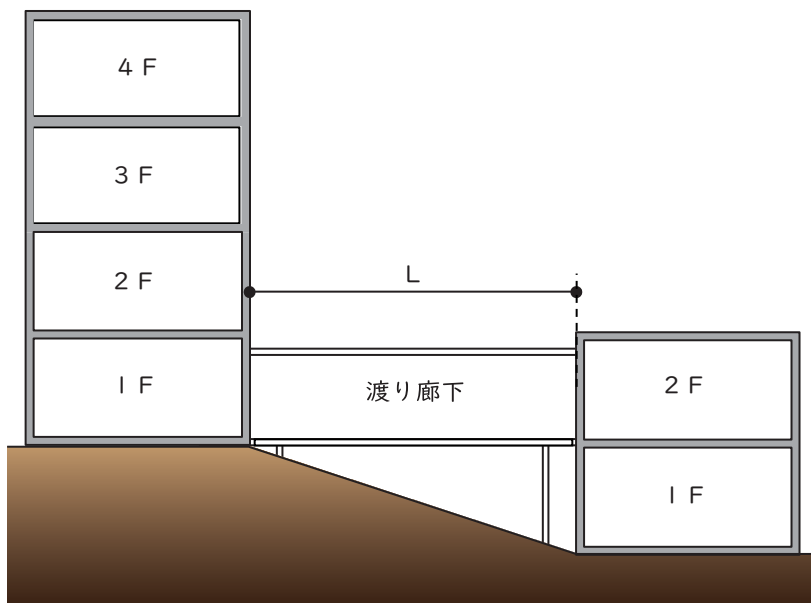


第3章 消防用設備等の設置単位

(例4)



第2-17図



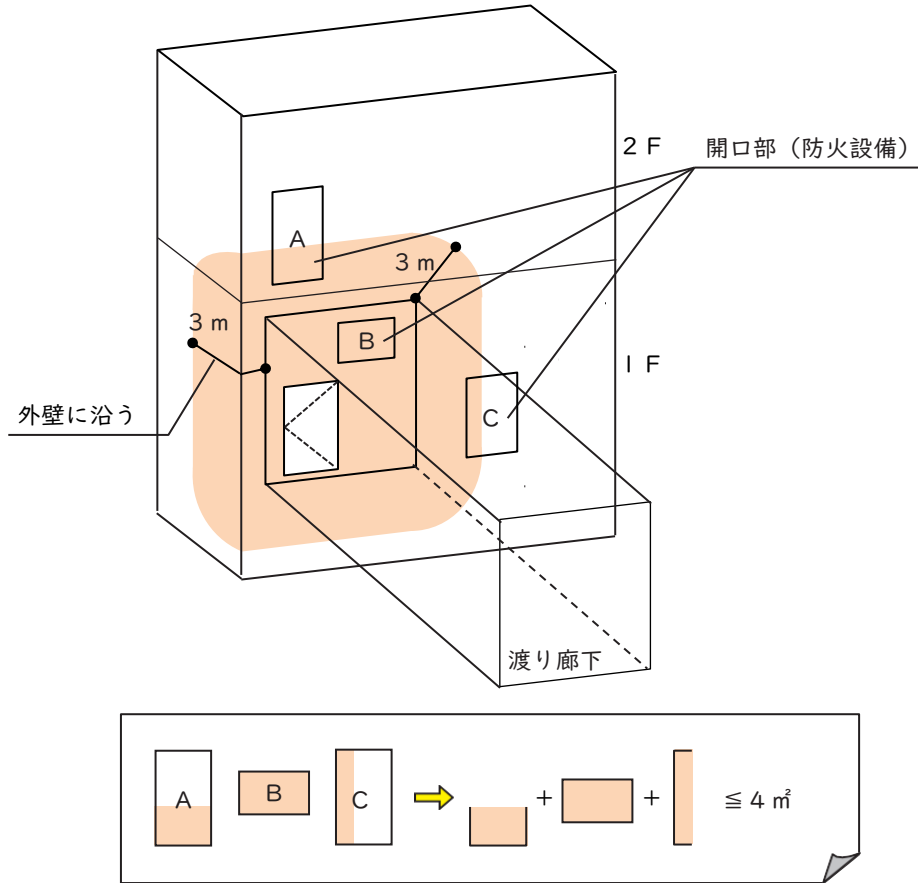
2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと。(10mを超える距離)

第2-18図

第3章 消防用設備等の設置単位

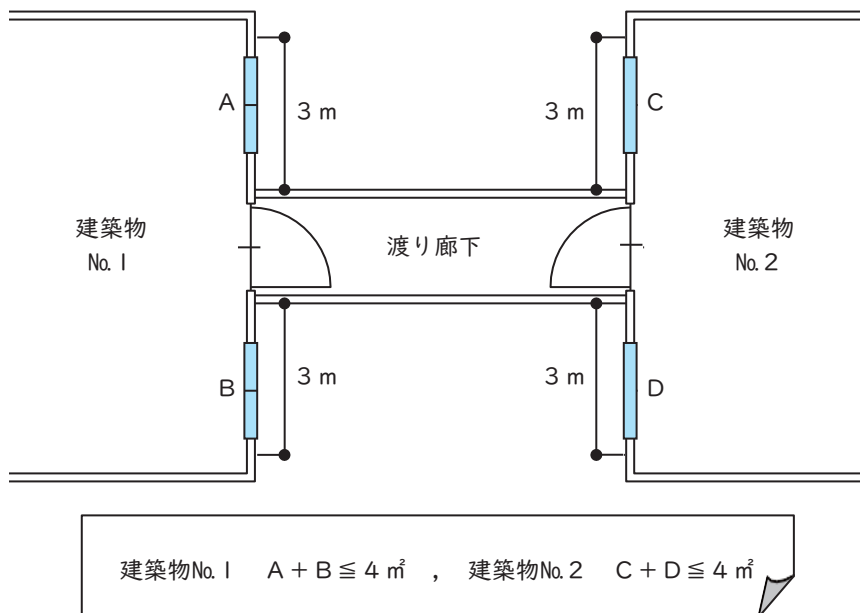
(2) 壁等基準第3第2号(1)に規定する「3 m以内の距離にある部分」については、外壁及び屋根部分を沿うように測り判断すること。

また、壁等基準第3第2号(2)に規定する「開口部の面積が4 m²以内」については、渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口を除き、各渡り廊下ごとに判定するものであること。(第2-19図参照)



第2-19図

なお、第2-20図のように建築物No.1と建築物No.2が接続する場合、各側の開口部面積の合計が4 m²以下のものをいうものであること。



第2-20図

第3章 消防用設備等の設置単位

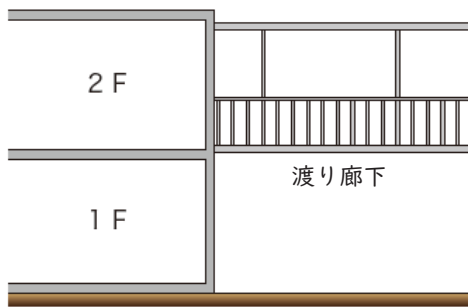
(3) 壁等基準第3第2号(1)口、(3)ハ、第4第2号及び第5号に規定する「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」については、特定施設水道連結スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備は認められないこと。

(4) 壁等基準第3第2号(3)に規定する「直接外気に開放されているもの」は、次のいずれかに適合しているものであること。(第2-21図参照)

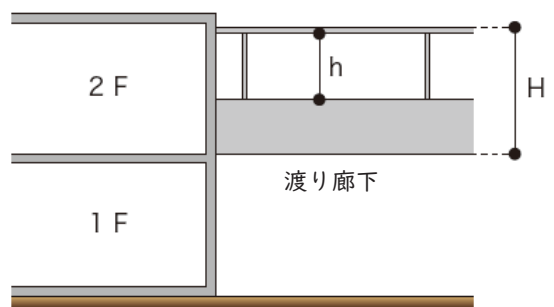
ア 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の1/2以上又は高さ1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

イ 防火対象物の部分相互間の距離が1m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の1/2以上又は高さ1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井から50cm以上、下方に突出した垂れ壁を設けたもの

(例1)



(例2)



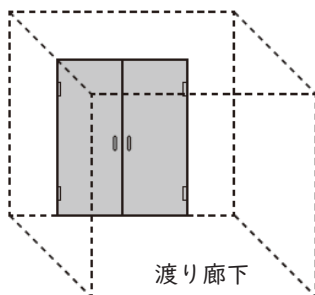
開放された部分 (h)
 $h \geq 1/2 H$ 又は $h = 1 \text{ m以上}$

第2-21図

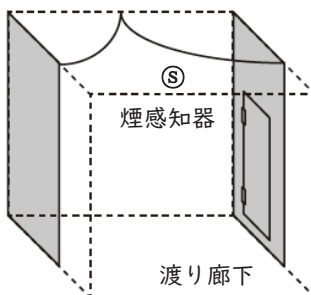
(5) 壁等基準第3第2号(3)口について、渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口には、配管等の貫通部(すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。)及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。

また、随時閉鎖式の防火戸を設けるものにあつては、当該防火戸に近接して常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸を設けること。(第2-22図参照)

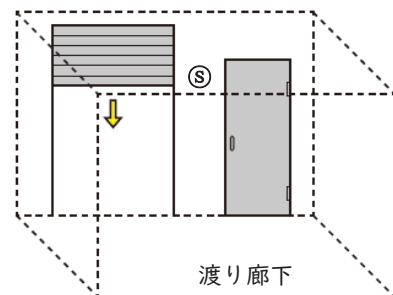
常時閉鎖式のもの



随時閉鎖式(くぐり戸付き)のもの



随時閉鎖式(防火シャッター)のもの



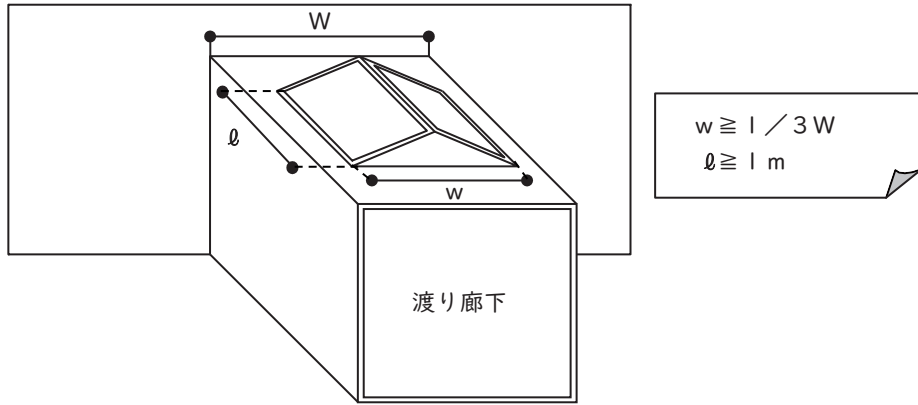
第2-22図

第3章 消防用設備等の設置単位

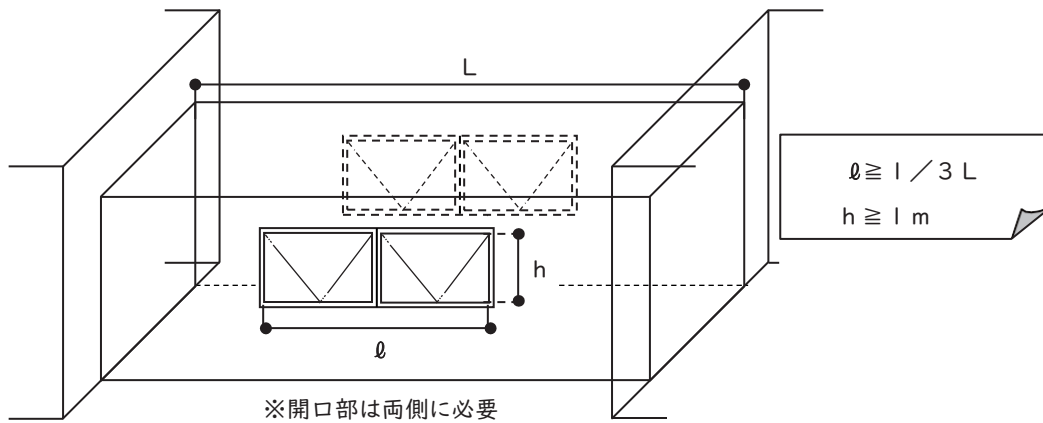
(6) 壁等基準第3第2号(3)ハに規定する渡り廊下の排煙について、「直接外気に接する開口部」とは、自然排煙用開口部であり、設置例は第2-23図を参照すること。自然排煙用開口部の構造にあつては、建基令第126条の3の規定を準用すること。

また、壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)に規定する「渡り廊下の長さ」は、廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。(第2-24図参照)

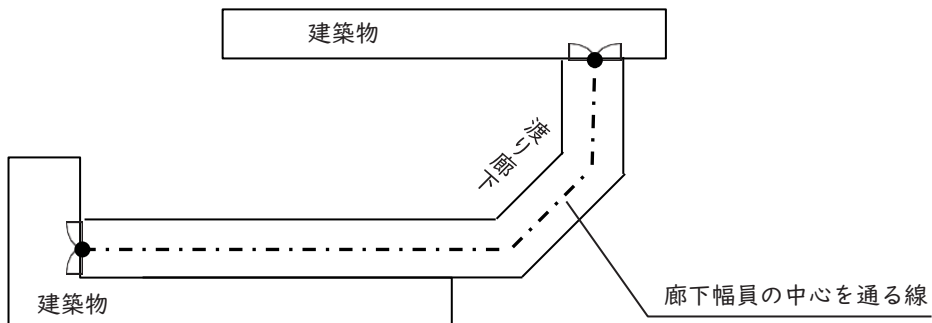
(自然排煙用開口部を渡り廊下の屋根又は天井に設けるもの)



(自然排煙用開口部を渡り廊下の外壁に設けるもの)



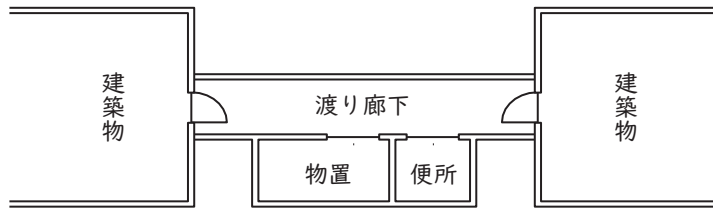
第2-23図



第2-24図

第3章 消防用設備等の設置単位

- (7) 壁等基準第3第3号の規定のとおり、渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。
したがって、第2-25図の場合は、別棟の取り扱いは認められないこと。



第2-25図

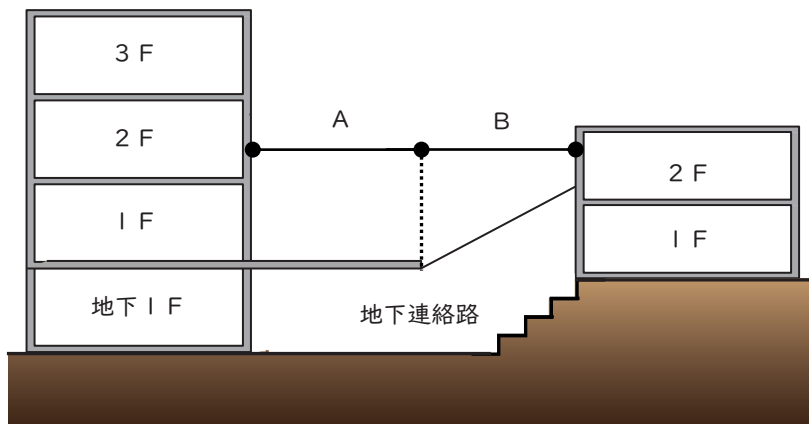
第3章 消防用設備等の設置単位

4 地下連絡路を構成する壁等に関する基準

壁等基準第4に規定する「地下連絡路を構成する壁等に関する基準」の取り扱いについては、次によること。

(1) 地下連絡路の例は、第2-26図とすること。

(例1)

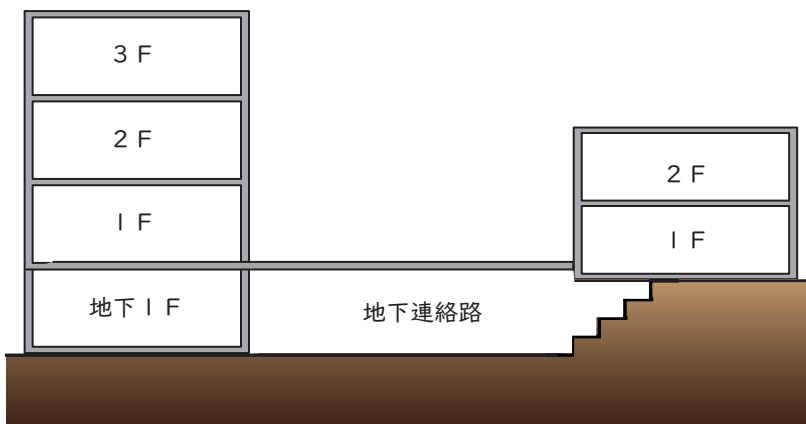


地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

※ $B > (A + B) / 2$ かつ $A \leq 3 \text{ m}$ の場合

A：天井が地上に露出しない部分の長さ、B：天井が地上に露出する部分の長さ
排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)によることができること。(前3(5)参照)

(例2)



地下1階と1階を地下で接続する場合

(例3)

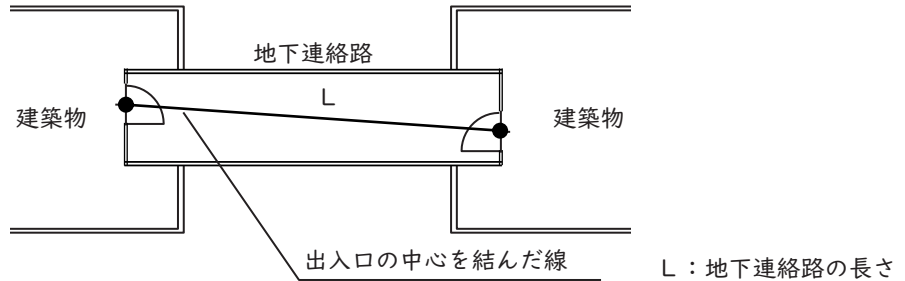


1階同士を地下連絡路で接続する場合

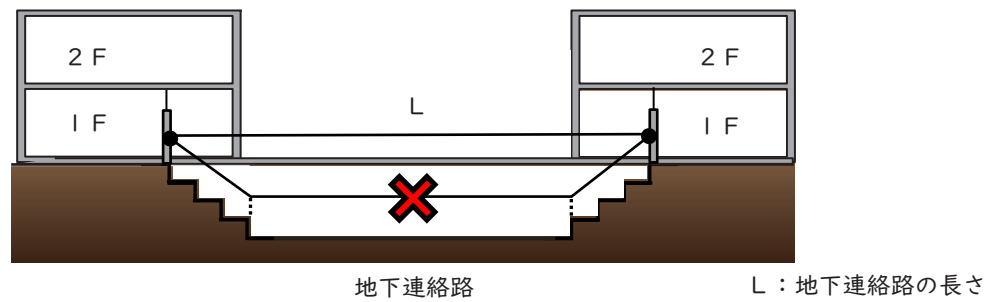
第3章 消防用設備等の設置単位

- (2) 壁等基準第4第2号に規定する「地下連絡路の長さ」は、地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離とされており、各出入口の中心を結んだ線の長さとする。またこの場合の出入口相互間の距離は、水平距離で測定すること。（第2-27図参照）

(例1)



(例2)



第2-27図

- (3) 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、壁等基準第4の規定によらず、壁等基準第3の規定に準じた取扱いをして差し支えないこと。

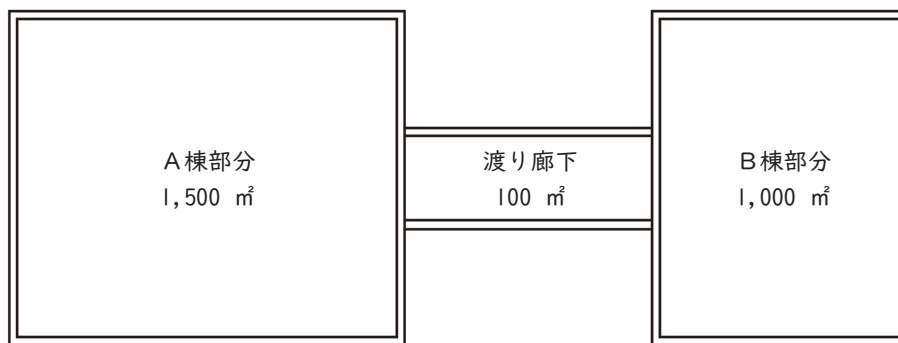
第3章 消防用設備等の設置単位

5 前2、3、4のとおり、政令第8条第2号を適用し、別棟とみなす場合の消防用設備等の設置は、次によること。

(1) 第2-28図に示すとおり、A棟及びB棟を別棟とみなす場合は、A棟部分及びB棟部分の延べ面積に応じて、渡り廊下部分の床面積を按分して合算すること。

また、渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、原則として、延べ面積の大なる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。

ただし、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合などにおいては、実情に応じた取扱いとすること。



区分	延べ面積	渡り廊下をA棟及びB棟で按分	渡り廊下を按分して合算した延べ面積
A棟	1,500 m ²	$1,500 \text{ m}^2 \div 2,500 \text{ m}^2 \doteq 0.60$	$1,500 \text{ m}^2 + (100 \text{ m}^2 \times 0.60) = 1,560 \text{ m}^2$
B棟	1,000 m ²	$1,000 \text{ m}^2 \div 2,500 \text{ m}^2 \doteq 0.40$	$1,000 \text{ m}^2 + (100 \text{ m}^2 \times 0.40) = 1,040 \text{ m}^2$
渡り廊下	100 m ²		

A棟 (A棟部分+渡り廊下の按分) 延べ面積：1,560 m²
 B棟 (B棟部分+渡り廊下の按分) 延べ面積：1,040 m²



渡り廊下には、原則、A棟に設置する消防用設備等を設置すること。

第2-28図